

品質管理室での併任業務について

審査第一部光デバイス 審査官 島田 英昭

抄録

品質管理室に在任していた期間（2014～2016年）は、JPOだけでなく、USPTOやEPO等の海外特許庁も品質向上に注力し始める等、品質管理について庁内外で大きな変動があった頃でした。そのため、海外特許庁とのやりとり等、様々な業務に携わる機会がありました。本稿では、今後併任業務に就く可能性の高い若手審査官（補）の方々への参考となるように、それらの業務を通じて得られた教訓や知見等を中心にご紹介いたします。

1. はじめに

みなさんは特許審査の品質管理と聞くとどのような仕事を思い浮かべるでしょうか。おそらく、審査基準を片手に、法令遵守やユーザーフレンドリーの観点から、個々の特許審査の内容をつぶさにチェックする、といったイメージをお持ちの方も多いのではないかと思います。もちろん特許庁の中には、そのような業務を中心に行っているポストもありますが、筆者が品質管理室の併任時に携わった業務は、それとは全く異なる内容のものばかりでした。品質管理室に異動になった2014年は、FA11達成後の特許庁の新たな目標として、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現が掲げられた初年度で、その目標の達成に向けて、様々な土台作りを行う必要がありました。さらに、奇しくも、欧米の特許庁も特許審査の質の向上に注力し始めた頃でもありました。そのため、当時の業務¹⁾は、現在の品質管理室での業務と異なる部分も多々あるかと思いますが、本稿では、今振り返ってみて何らかの教訓や知見が得られたと感じた点を中心にご紹介したいと思いますので、これから併任業務に就く可能性の高い若手審査官（補）の方々にとって、少しでも参考となりましたら幸いです。

なお、本稿の内容は、筆者の個人的見解を含むも

のであることを予めお断りいたします。

2. 国際関係業務

品質管理室 審査評価管理班長としての業務で大きなウェイトを占めたものの一つが、国際関係の業務でした。五大特許庁の品質管理担当者が一堂に会する品質管理会合や、国際調査機関及び国際予備審査機関（以下、まとめて「国際機関」という。）の実務者が集まって国際調査等の質に関する議論を行う品質サブグループ年次会合への参加、他庁の品質管理担当部署に取組の調査や共同分析の実施を目的として審査官を数ヶ月派遣する中長期派遣、USPTO



写真1 2016年にチリで開催された国際機関による会合の様子

1) 当時の品質管理室の業務全般については、筆者が寄稿した特技懇no.282 p.3-8「特許審査の品質管理について」を参照されたい。

が立てた質の定量的な目標に関する米国特許事務所への意見聴取、他庁との共同内外乖離分析、等々、様々な業務に携わりました。本稿では、そうした経験の中で特に印象深かった2点をご紹介しますと思います。

まずは、USPTOの幹部との意見交換についてです。当時(2015年頃)、USPTOも審査の質の向上に向けて、本腰を入れて取り組み始めていました。その一環として、特許品質担当の副局長(Deputy Commissioner for Patent Quality²⁾)のポストを新設するとともに、その副局長の下に、USPTO内の各部署に存在していた品質管理に関係する部署を集約する組織再編を行っていました。そのような変動がある中で、JPOとUSPTOは互いの品質管理の取組の情報を共有すべく、内外乖離分析結果の共有や、審査官、実務者(品質管理の担当者)の派遣による意見交換等、様々な交流を図っていました。そして、実務者レベルの五大特許庁会合が、USPTOで開催された時に、カウンターパートが、会合の間を縫って、特許品質担当の副局長と意見交換する機会を設けてくれました。先方の品質管理のトップの方から直接お話を伺えたことは、品質管理の担当者として非常に刺激的な経験であり、大変勉強になりました。さらに、意見交換の前後には、ビュッフェ形式のランチやツアーも企画され、当時の特許局長(Commissioner for Patents)や特許審査担当の副局長(Deputy Commissioner for Patent Operations)³⁾も参加してくれました。このような機会に恵まれたのは、様々な取組を通じて、USPTOのカウンターパートとの信頼関係を着実に深めてきたことが大きかったのではないかと考えています。そのカウンターパートは筆者より地位も年齢も上の方でした。品質管理室に着任して二週間後に開催された国際会合において、(当時はJPOの品質管理施策にもまだ疎い状況だったためかなり躊躇しましたが)当たって砕けろと、思い切って声をかけてみたところ、拍

子抜けするくらいの気前の良いレスポンスが返ってきたことで交流が始まりました。そして、その後も連絡を重ね、約二か月後には、USPTOが立てた質の定量的な目標に関する調査のため、直接先方を訪問させて頂くこともできました。併任業務の中では、慎重に慎重を重ねて行動すべきことも多々ありますが、今回のような人脈形成の場面においては、尻込みすることなく行動に移すことが大事だと身にしみて実感した出来事でした。

また、東欧の国々を訪問したこともありました。当時は、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの4カ国で構成されるヴィシエグラード特許機構(VPI: Visegrad Patent Institute)⁴⁾(以下「V4」)が、特許協力条約(PCT)の国際機関として活動することを目指していました。しかし、新しく国際機関となるためには、先行技術文献調査のための最小限資料の所有や、品質管理システムの整備等、いくつかの要件を満たす必要があります。その上、新たな要件として、既存の国際機関のサポートを受けないといけない、という旨の要件が直前に加わったばかりで、V4の申請がその要件が適用される初めてのケースでもありました。そこで、V4は、同じように複数国で国際機関を構成している北欧特許機構(NPI: Nordic Patent Institute)⁵⁾にサポートを依頼するとともに、(EPOやUSPTOではなく)JPOにも



写真2 スロバキア特許庁でのV4担当者とのミーティングの様子

2) 2015年当時から現在に至るまで Valencia Martin Wallace氏が着任。

<https://www.uspto.gov/about-us/organizational-offices/office-commissioner-patents/office-deputy-commissioner-patent-19>

3) USPTOの副局長は全部で5名。本文中の2名(特許品質担当、特許審査担当)の他、特許審査基準担当の副局長(Deputy Commissioner for Patent Examination Policy)、特許管理担当の副局長(Deputy Commissioner for Patent Administration)、国際特許協力担当の副局長(Deputy Commissioner for International Patent Cooperation)がいる。

4) ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの4カ国で構成される国際機関。

5) デンマーク、ノルウェー及びアイスランドの3カ国で構成される国際機関。

依頼してきました。そのような経緯から、JPOの品質管理の専門家という立場で、筆者が代表してV4の国々を訪問⁶⁾することになりました。訪問時に開催されたミーティングでは、先方の品質管理システムを伺いながら、その都度、質疑応答を行い、その結果を報告書として先方に提出しました。その後、その報告書に基づき、先方が申請資料を作成してWIPOに提出し、後日開催されたPCTの会合において、無事に国際機関としての活動が承認されました。しかし、訪問に当たっては、事前の情報が不足していたため、当日を迎えるまで、JPOがサポート役の要件を満たすために自分は何をすべきなのかが正確に把握できず、もしかしたら訪問が無駄に終わってしまうのではないかと不安になることもありました。後でV4のカウンターパートから伺った話によると、どうやらWIPOに何度か事前に確認したものの、先例がないこともあって、具体的な回答が得られず、V4自身もJPOに具体的に何を依頼すればよいのかわからない状態だったそうです。そのため、当日のスケジュールが確定したのも訪問数日前で、そこから急ピッチでプレゼン等の準備を進めることになりました。他業務に忙殺される中での準備は大変でしたが、訪問するからには少しでも先方の役に立ちたいと頑張ったことが最終的に実を結び、V4が無事に特許協力条約(PCT)の国際機関としての活動を認められた際は達成感を得ることができました。

3. 庁内の取組

国際関係の業務以外にも、特許庁内において、品質保証や品質検証の各種取組の構築や、それらを下支えするための体制や文書(ガイドライン等)の整備に関する業務も相当数ありました。品質管理の各年度の取組は、品質管理庁内委員会が中心となって取組案を策定し、その後、幹部のレビューでクリアを得ることで取組として確定し、該当年度中に実行に移されます。それらの代表例としては、案件協議、品質監査、ユーザー評価調査等が挙げられます。そ

して、各取組の実施に当たっては、品質管理室が実働部隊となって活動することになります。着任当時から業務は山積みの状態で、品質管理室内の室員で担当を割り振って、場合によっては数人で共同して、複数の業務を同時並行的に着手していかざるを得ない状況でした。そのため、在任中は、なかなか一つの業務に腰を据えてじっくり取り組めるという感じではなく、歯がゆい思いをしたことも何度もありました。しかし、様々な業務に忙殺される中、協力しあった品質管理室のメンバーはいわば戦友のような関係で、そういった絆ができたことも、併任業務の一つの成果だったように感じます。また、各取組の実施やその結果報告に当たっては、それらを審査官(補)に周知するための文書を作成する必要があります。より端的で理解しやすいものとするために、その構成や表現を練り上げる作業は、非常に骨の折れる作業ではありましたが、それらの作業は、審査における出願人とのコミュニケーションツールの一つである拒絶理由通知等の起案にも相通ずるものがあり、審査官としての経験が活かされるとともに、その能力をブラッシュアップできた良い機会だったように感じています。

4. 調査研究

在任中には、二つの調査研究も行いました。

一つ目は、「日米間の新規性を中心とした内外乖離に関する調査研究」⁷⁾です。この調査研究は、両特許庁間の運用の相違を把握して、ユーザーがUSPTOからの否定的なオフィスアクションをどのようにすれば回避できるか、またはそうした否定的なオフィスアクションを受けた場合にその後どのようにすれば解消できるかを調査、検討することを目的として実施しました。従前、内外乖離分析は特許庁内のみで実施していましたが、本調査研究は、同一のケースについて、米国特許事務所の米国特許弁護士と日本特許事務所の弁理士の両方に分析してもらうことで、より実務に即した結論を得ようという画期的なものでした。この調査研究では、弁理士の

6) ハンガリーとスロバキアの特許庁を訪問。後日、JPOの品質管理の取組を講演するため、ポーランドの特許庁も訪問。

7) 平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「日米間の新規性を中心とした内外乖離に関する調査研究報告書」
https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken/2015_09.pdf

方々から両庁間の運用の相違や出願にあたり注意すべき点等を直接お伺いする機会や、米国特許弁護士
の分析結果を通じて、USPTOの審査便覧(MPEP:
Manual of Patent Examining Procedure)にも触れ
る機会が多々ありました。調査研究を進めるにあ
たってMPEPの理解は必須でしたが、日ごろから慣
れ親しんでいるわけではないため非常に理解し難い
部分もありました。しかし、例えば、当時の品質管
理委員長(元審査基準室長)と法規便覧委員長には
ご多忙の中お時間を頂戴してMPEPの解釈をご教示
いただく等、庁内でも多くの方に支えられて実施す
ることができたと思っています。そこで得られた知
見は、現在も、USPTOでの審査結果を参照する時
などに活かされているように感じています。また、
調査研究を開始する際は、仕様書の作成に始まり、
会計課への説明や入札の対応等、貴重な経験も積む
ことができ、大変勉強になりました。余談ですが、
本調査研究では、日米双方の審査経緯も踏まえて分
析するため、実案件を用いる必要がありましたが、
実案件の分析結果をそのまま公表することはでき
ず、報告書の作成にとっても苦労しました。庁内の各
種調査研究の取りまとめ部署の担当者から、「調査
研究史上、最薄の報告書になるかもしれない。」と
言われひやひやしましたが、本編に加えて、MPEP
の仮訳等の資料編も充実させたことで、その難を逃
れることができました。

二つ目は、「各国の品質目標・管理体制及びユー
ザー評価に関する調査研究」⁸⁾です。この調査研究
は、特許審査の品質目標を検討するに当たっては、
まず諸外国の知的財産庁の設定状況を調査すべき、
という当時の品質管理小委員会⁹⁾の要請に応えるた
めに、意匠課及び商標課と共同で実施したもので
す。そのため、仕様書の作成に当たっては、各課の
意向に相違のある点について、妥協できるところは
妥協し、可能な限り表現を共通化するという作業
も必要となりました。それぞれの譲れない点を理解
して、その妥協点を探っていく作業は非常に苦し

ました。また、調査研究自体は順調に進んだものの、
本調査研究の報告書の完成から品質管理小委員会の
開催までに少し期間が空いたため、小委員会に提示
する情報をアップデートする必要があるかどうか、
直前まで確認する必要がありました。頻りに各庁の
ウェブサイトアクセスし、必要に応じて資料を修
正する作業は思ったより労力がかかりましたが、調
査研究を通じて受けた報告だけを頼りに小委員会の
準備を進めるのではなく、自分自身でも調べてみる
ことは、情報をより深く理解することに役立つだけ
でなく、緊急時にも自身で対応できる素地を養うの
に重要だと感じました。なお、本調査研究の実施に
当たっては、各知財庁の品質管理の担当者からより
詳細な回答を得るために、実施業者が世界中を飛び
回って、各知財庁に直接ヒアリングすることとなっ
ていました。残念ながら、そのヒアリングに同行す
る機会には恵まれませんでした。実施業者から、
各知財庁へのヒアリング時の様子やその結果を伺う
度に、とても刺激を受けた記憶があります。

5. システム開発

システム開発にも携わる機会がありました。

特許審査の質を検証するために、数年の試行期間
を経て、2014年度から本格実施に移行された品質
監査ですが、監査のタイミングを出願人への発送前
に切り替えたこともあり、当時の既存システムでは
対応が難しい点がありました。また、当時は、審査
官が拒絶理由等を起案する際に、誤記等の形式的な
誤りを自動的にチェックするシステムも十分に整備
されていませんでした。そのため、2016年度のシ
ステム開発に向けて、2014年度下半期に、品質管
理室として、それらのシステム開発の要望を出すこ
とになりました。筆者が本件に加わったのは、シス
テム開発の要望書類を提出した後で、庁内のシス
テム開発の担当部署からヒアリングを受ける段階で
した。ヒアリングには、品質監査の担当補佐と2人で

8) 平成27年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国の品質目標・管理体制及びユーザー評価に関する調査研究報告書【特許編】」https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou_h27/h27_report_01p.pdf
※なお、ユーザー評価に関する調査研究については、共同で調査研究を実施した意匠、商標のみ実施。

9) 特許庁ウェブサイト「産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会」
https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

臨みました。10名ほどの先方担当者に囲まれて殺伐とした空気の中、予想以上に厳しい質問を矢継ぎ早に受け、あまりの劣勢に一時は開発自体を断念せざるを得ないかと諦めかけたほどでした。しかし、その後も可能な限りの説明を尽くして、ひたすら耐え忍んだ結果、少しスリム化された要望とはなったものの、最終的にシステム開発の実施自体には、庁内の許可が下りることとなりました。本件を通して、予算要求案件の難しさを、身をもって学んだとともに、圧倒的に不利な状況でも、芯を曲げずに粘り腰で頑張れば、活路を見いだせる場合もあることを実感しました。

6. 最後に

以上、品質管理室の在任中に経験した業務の一部を紹介させていただきました。筆者が経験した業務は、若手審査官(補)の皆さんがこれから経験する併任業務自体とはあまり共通点がないかもしれませんが、その個々の業務に対する心構えや得られる教訓には似通った部分があるのではないかと思います。また、どのような業務であっても、自己の成長に繋がる何かがあるようにも感じています。本稿が、若手審査官(補)の皆さんが併任業務に初めて就いた際に、与えられた業務を円滑に遂行するための一助となることを祈念しております。

profile

島田 英昭 (しまだ ひであき)

平成15年4月	特許庁入庁 (審査第一部材料分析)
平成19年4月	審査官昇任
平成20年7月	調整課審査推進室
平成21年7月	審査第一部材料分析 (物理分析) 審査官
平成23年1月	審査第一部審査調査室
平成24年4月	審査第一部材料分析 審査官
平成25年7月	NASA Ames Research Center 留学
平成26年7月	審査第一部光デバイス 審査官
平成26年10月	調整課品質管理室 審査評価管理班長
平成28年7月から	現職